

家族票

1月17日までに 嘱託員へ提出してください

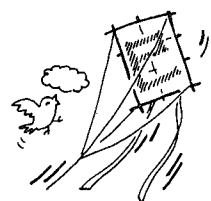
家族票はお手もとに届いたでしょうか。町では、毎年一月一日現在で小須戸町に住んでいる人(同居人も含む)を対象に家族構成と勤務先等を調べています。家族票は各世帯構成(昭和六十三年一月一日〜十二月一日現在の家族全員)を打ち出したものをお届けいたしましたので記入に際し、次の点に注意してください。

一、昨年の十二月一日までに転出、または死亡された家族も記入されてありますが、十二月中に転出や死亡された方は勤務先欄にその旨を記入してください。家族票は各世帯構成(昭和六十三年一月一日〜十二月一日現在の家族全員)を打ち出したものをお届けいたしましたので記入に際し、次の点に注意してください。

二、勤務先欄には勤め先の住所と会社名を必ず記入してください。

三、同居していない扶養親族欄へは住民税の扶養控除対象者のみ記入し、現住所や学校名等も記入してください。

記入上の注意



昭和六十四年度 固定資産税の償却資産の 申告をお忘れなく

固定資産税の中の償却資産と用年数などを申告しなければならぬ。営業や農業などの事業に使用されている構築物、機械装置、工具器具備品のことです。

このような事業用資産を毎年一月一日現在、当町において所有している個人、法人は地方税法により一月末までに資産の名称、取得価格、取得年月、耐用年数などを申告しなければならぬ。これらに該当する方は、事前に申告のご案内を差し上げておきます。また、案内を受けていない方も該当する方には申告が義務づけられていますので、役場税務係に申し出て期限までに申告をしてください。なお、自動車税、軽自動車税の対象となっている普通乗用車、軽自動車、バイク、農耕自動車(コンバイン、トラクター)や土地家屋などの資産は償却資産に該当しません。

申告期限 一月三十一日(火)
申告場所 役場二階
行政課税務係

保育園児 幼稚園児を 募集します

提出期限 一月二十日(金)

昭和六十四年度の保育園児、及び幼稚園児を次の要領で募集します。入園を希望されるご家庭は期限までに申込みをしてください。

●保育園
定員数 一六〇名
小須戸保育園 一六〇名
矢代田保育園 一〇〇名

横 水保育園 六〇名
町在住者に限る
申込資格
申込期限 昭和六十四年一月二十日(金)
申込場所 町民生活課福祉係
その他
一、現在入園中の園児は、六十三年三月三十一日付で入園措置を解除しますので、希望者は改めて申込みをしてください。



二、保育に欠けない家庭や、保育の定員に余裕がないとき、または、入園申請書に不備があるとき、



●幼稚園
募集人員 一六〇名
申込資格 小須戸町在住の五才児(昭和五十七年四月一日から昭和五十八年四月一日までに出生した幼児)
申込期限 昭和六十四年一月二十日(金)
申込場所 小須戸町教育委員会
小須戸幼稚園

福祉係より 特別障害者手当の お知らせ

次のような方に特別障害者手当を支給する制度があります。

- 受給できる人
20歳以上であって、精神または身体に著しい重度の障害があるため、日常において常時特別の介護を必要とする人。
- 必要なもの
医師の診断書(様式指定)、所得状況届住民票など
- 窓口
障害の程度により、該当しない場合がありますので、くわしいことは、役場福祉係へお問い合わせください。また、申請に必要な書類等も福祉係へ請求してください。

農業委員会委員選挙人名簿 登録申請書の提出を

農業委員会委員選挙人名簿は、毎年農業者より登録申請書により一月一日現在の状況を記入したものを、一月十日までに農業委員会へ提出していただき作成されます。この選挙権を有する人は、次のいずれかに該当しなければなりません。

一、小須戸町に住所を有し、昭和六十四年三月三十一日現在(昭和四十四年四月一日までに生まれた者)で年齢二十歳以上で十アール以上の農地に耕作の業務を営む者。

二、一に該当する同居の親族、または、配偶者で、耕作に従事する日数がおおむね六十日以上もの者。



新津労働基準 監督署の 土曜閉庁に ついて

去る十二月九日の臨時団会において、国の行政機関の土曜閉庁について関係法が成立し、公布され、昭和六十四年一月一日から施行されることになりました。

これにより、新津労働基準監督署においても、毎月第二、第四土曜日について閉庁することになり、最初の閉庁日が昭和六十四年一月十四日となりました。

水道事業の現状と課題 (その二)

四、水道料金の基本
水道料金は、給水サービスの対価でありますから、できるだけ低廉かつ公平であると同時に地域住民の要求する水需要に対し、質量ともに充足できるように適正に定められなければなりません。

したがって水道事業者は水道料金の低廉化をはかるため、経営の合理化に最大の努力を傾注すべきであり、いやくも放漫経営に伴う冗費を総括原価に含め、これを使用者の負担に添加するようことは到底許されることではありません。

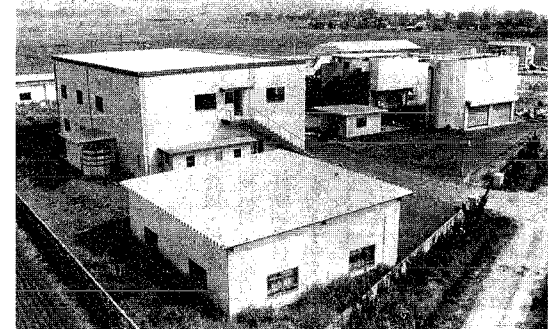
しかし原価も無視した低料金に現状維持さえ困難となり、水道施設の拡充強化はもとより、結果的には給水サービスの全般的な低下を招くことになり、また水道は公益事業ですから儲ける必要はありませんが、赤字だからといって町の税金で穴を埋める、ということではできないことになっていきます。

そのため水道会計は町の一般会計と異なり「地方公営企業法」という法律の適用をうけて、その経理は「企業会計方式」をとっています。

五、負担の公平
水道事業は原則的には、水の供給を行い、その収入をもってその経費をまかなう独立採算制が義務づけられています。ですから役場や保育所、学校等で使った水道でも正規に計算し、納めていただいております。

しかし毎年人件費をはじめ、薬品や維持管理費があるのにそれに見合う料金収入の増がなければいわけですが、その収支のバランスがとれない場合は抜本的な財政健全化の対策が必要となります。

本町では昭和五十七年に五億二千万円を投じた第五回拡張事業を完成し、安定供給と住民の福祉増進に大きく寄与したものと確信をしておりますが、その際拡張事業による企業債利息の増高や新施設稼働による諸経費の増額を見込み昭和五十八年四月に水道料金を改定したものであります。(次号に続く)



(昭和57年頃の向浄水場)